

## 宮城県旅客運送事業者経営強化支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、旅客運送事業者の生産性向上及び経営基盤の強化を図るため、予算の範囲内において宮城県旅客運送事業者経営強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）宮城県内に本店を有し、以下の事業を営む者（公営企業を除く。）であること。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー事業を除く。）

（2）消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者であること。

（3）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。

### (補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業に関する生産性向上又は経営基盤の強化に資する取組とする。

（1）道路運送法第3条第1号イに基づく一般乗合旅客自動車運送事業（ただし、業務効果が専らコミュニティバスに関するものは除く。）

（2）道路運送法第3条第1号ロに基づく一般貸切旅客自動車運送事業

（3）道路運送法第3条第1号ハに基づく一般乗用旅客自動車運送事業

2 前項の規定にかかわらず、県が実施する他の補助金等の交付を受けて実施する取組については、補助対象事業としない。

### (補助対象経費及び補助率)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (公募及び採択)

第5 知事は、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

2 知事は、前項の規定による応募があったときは、別に定める公募要領に基づき審査を行い、予算の範囲内において採択する事業を決定し、応募者に対し採否等を通知するものとする。

(交付の申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書を提出することができる者は、第5第2項の採択の通知を受けた者に限る。

3 第1項の補助金等交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による仕入れに係る地方消費税額として控除できる部分の金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業計画書

(2) 事業費所要額調書

(3) 見積書等

(4) その他知事が必要と認める書類

5 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第7 知事は、第6の規定による補助金等交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査して規則第4条に基づき、予算の範囲内で交付額の決定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の交付申請時において明らかでないものについては、これを含めて交付決定を行うものとする。

3 知事は、第6第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、様式第2号に定めるとおりとする。

(軽微な変更)

第9 規則第5条第1項の知事の定める軽微な変更は、次のとおりとする

- (1) 事業内容に変更が生じない総事業費の30%以内の増減
- (2) 事業内容に変更が生じない補助金額の30%以内の減

(変更の承認の申請等)

第10 規則第5条第1項第1号又は第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、様式第3号を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 事業費所要額調書
- (3) 見積書等
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手)

第11 補助事業の着手は、原則として規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ宮城県旅客運送事業者経営強化支援事業費補助金事前着手届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第12 補助事業者は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を整備するとともに補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

(実績報告)

第13 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 第6第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、補助事業等実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

4 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書（様式第5号別紙1）
- (2) 事業費支出明細書（様式第5号別紙2）

(3) 取得財産等管理台帳（様式第5号別紙3）

(4) 見積書、契約書、納品書、請求書及び領収書（支払完了を証する書類）等の写し

(5) 成果内容の概要が分かる資料

(6) その他知事が必要と認める書類

5 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

（補助金の交付方法）

第14 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書は様式第6号によるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15 第6第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第13第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第16 補助事業者は、補助事業が完了した後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した機器等（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

（処分の制限を受ける期間）

第17 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

3 第16第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(処分制限の対象となる財産)

第18 規則第21条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具等とする。

(雑則)

第19 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

別表

事業内容	補助率
(1) 生産性の向上、経営基盤の強化に資する取組（（2）の取組を除く。）	1／2以内
(2) キャッシュレス決済機器の導入に関する取組	1／3以内